平成２３年（フ）第２２２９号
東京都江戸川区北小岩６―30―10―Ｂ106、住民票上の住所東京都葛飾区青戸４丁目26―３　ライオン交通株式会社
債務者　東　　稔裕
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３４号
東京都品川区小山２丁目６－２―103
債務者　佐藤　正則
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４４号
横浜市保土ケ谷区坂本町248番地　第２五月荘103号
債務者　西田　良子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１号
熊本県上益城郡山都町菅尾1000番地１　大久保団地Ａ－７号
債務者　川上　鉄也
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第２号
熊本県上益城郡山都町菅尾1000番地１　大久保団地Ａ－７号
債務者　川上　節代
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第６号
熊本県天草市倉岳町棚底2857番地
債務者　佐々木節子（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２０７４号
東京都清瀬市中里５丁目106―１―305
債務者　増子　絹江
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０７５号
東京都板橋区成増４丁目33―11
債務者　小林晴津子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１４６号
東京都荒川区南千住６丁目40―１―403
債務者　江頭　律子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２２２号
東京都板橋区四葉２丁目23―16―102
債務者　丸山　千晴
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２４１号
神奈川県川崎市多摩区南生田７丁目26―19
債務者　小林　　栄
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６号
岡山県美作市川東400番地２　川東団地Ｂ―２
債務者　中尾さつき
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３７号
静岡県浜松市東区笠井新田町638番地の１　パレス菅沼302号
債務者　榎田　敏生
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
静岡県浜松市東区原島町145番地の１、前住所静岡県浜松市南区米津町1028番地の１
債務者　鈴木啓二朗
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１号
長崎県平戸市岩の上町1475番地
債務者　前田　真澄（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係